

ねたてのまちベースミーティング会則



(名称)

第1条 本会は、「ねたてのまちベースミーティング」(NB ミーティング)と称する。

(目的)

第2条 本会は、将来の市の発展に大きく影響する普天間飛行場及び周辺市街地のまちづくりについて、様々なテーマにもとづく勉強会を実施し、理解を深めるとともに、市民側の視点からみた意見交換及び意見集約を行い、地権者の若手の組織である若手の会等と意見交換を行いながら、跡地利用計画等の計画づくりへの反映を目指すこととする。

(会員)

第3条 本会の会員は、原則として本会の活動主旨に賛同する市民及び市内勤労者とする。

(活動日)

第4条 本会の会議は、各月第3火曜日に定例的に実施する。

(会長・副会長)

第5条 本会の会員の中から会長及び副会長を1名ずつ互選する。

2 会長は、会を代表して会議を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する

4 会長及び副会長の任期は、1年(年度)とする。

(オブザーバー)

第6条 会議には、必要に応じて宜野湾市のまちづくり関係者及び市民をオブザーバーとして積極的に迎え入れ、会の発展に取り組んで行く。

(事務局)

第7条 事務局は宜野湾市基地政策部基地跡地対策課におく。

(附則)

第8条 この会則は、平成19年11月20日から施行する。

